明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則附則第九条の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**七）　一

〔告示〕

○衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について異動の届出があった件（**総務**二三）　二

○衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について異動の届出があった件（**同**二四）

○衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について異動の届出があった件（**中央選挙管理会**四、五）

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**三）

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（**法務**五一）　二

○日本国に帰化を許可する件（**同**五二）

○肥料を登録した件（**農林水産**一七一、一七二）　三

○収穫基準共済掛金率等を定める件（**同**一七三）　五

○畑作物基準共済掛金率等を定める件（**同**一七四）　六

○保安林の指定を解除する件（**同**一七五、一七六）

○農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**同**一七七）

○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（**経済産業**一五）

○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件（**同**一六）

○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項第二号の規定に基づき登録の消除をした件（**同**一七）

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**国土交通**二四五）　七

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（**同**二四六）　八

○水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（**環境**一〇）

○道路に関する件（**関東地方整備局**八、九）

○都市計画に関する件（**沖縄総合事務局**三）　八

〔国会事項〕　九

〔人事異動〕　九

〔叙位・叙勲〕　一〇

財務省

〔官庁報告〕

労働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（近畿運輸局最低賃金公示一）　一一

〔公告〕

諸事項

官庁

金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　一二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一三

会社その他　一九

省令

○経済産業省令第七号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）附則第九条の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成十四年経済産業省令第百十九号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月二十六日

経済産業大臣　林　幹雄

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則附則第九条の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）附則第九条の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成十四年経済産業省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項第二号中「一般電気事業者、特定電気事業者若しくは特定規模電気事業者」を「小売電気事業者、一般送配電事業者若しくは登録特定送配電事業者」に改める。

様式第一から様式第八まで及び様式第十三中「G：一般電気事業者、S：特定電気事業者、P：特定規模電気事業者」を「K：小売電気事業者、I：一般送配電事業者、T：登録特定送配電事業者」に改める。

附　則

この省令は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行の日から施行する。